

特別養護老人ホームさくら契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人幸生会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者介護について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1 事業者は、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供し、利用者は事業者はそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の14日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3から要介護5）と認定された場合は、契約は自動的に更新するものとします。

（施設サービス計画）

第3 事業者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型施設サービス計画を作成します。

3 事業者は、6カ月に1回又は利用者及びその家族又は代理人等の要請、要介護度の変更等で地域密着型施設サービス計画の変更の必要が認められた場合には、地域密着型施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、地域密着型施設サービス計画の作成及び変更した場合には、利用者及びその家族等に説明し、同意を得ます。

（提供場所及び介護保険給付対象サービス）

第4 サービスの提供場所は、特別養護老人ホームさくらとします。

2 事業者は、地域密着型施設サービス計画に沿って利用者に対し居室、食事、入浴、排泄等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

（介護保険給付対象外サービス）

第5 事業者は、利用者との合意に基づき次のサービスを提供するものとします。

- (1) 居住の提供
- (2) 食事の提供

(3) その他希望による提供

(要介護認定の申請に係る援助)

第6 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第7 事業者は、サービスを提供した際には、施設サービス提供記録書等の書面に、提供したサービスの内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

2 前項の確認を受けることができない利用者については、一定期間ごとに前項の施設サービス提供記録書等の写しを交付します。

3 事業者は、サービス提供記録書等を契約終了後5年間保管します。

(利用料金)

第8 利用者は、サービスの対価として介護保険法の定める利用単位の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 第5に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた料金を支払うものとします。

3 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。

4 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までにご登録預貯金口座から自動引落しの方法で支払うものとします。ご登録預貯金口座から自動引き落としが出来なかった場合は、口座振り込み、現金でのお支払いをお願いします。

5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

6 利用者の死亡又は長期入院等による退所などにより、1カ月に満たないサービス利用の場合は、当月内に利用料金の請求をすることがあります。

(料金の変更)

第9 介護給付費の変更があった場合、事業所は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 事業者は、利用者に対して1カ月前までに文書で通知することにより利用料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

3 利用者が料金の変更を承諾する場合、新料金に基づく文書を作成しお互い取り交わします。

4 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10 利用者は、事業者に対して14日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して30日間の予告期間において

文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者がサービス利用料金の支払いに正当な理由なく1カ月以上遅延し、事業者の料金支払催告にもかかわらず7日間以内に支払わない場合
 - (2) 利用者が病院又は診療所に入院し、3カ月以内に退院できる見込みがない場合
 - (3) 利用者が、事業者やサービス従事者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
 - (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で要介護2又は要介護1、要支援2、要支援1と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、要介護2、要介護1の場合は特列入所の制度がありますので、その場合は相談に応じます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合
(契約の終了に伴う援助)

第11 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(残置物の引取等)

第12 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く。）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」といいます。）を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人に引き取りの旨連絡するものとします。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、利用者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項ただし書の場合を除いて契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、処分します。
- 5 事業者は利用者が残置物引取人を定めない場合には、利用者の残置物を処分できるものとします。この場合事業者が処分に要した費用については、利用者からの預り金管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(利用者の施設利用の注意義務)

第13 利用者は、サービスの利用中に施設、設備及び備品等について故意又は重大な過失による汚損、破損又は滅失、若しくは改造した場合には、自己の費用により原状に又は相当の代価を支払うものとします。

(連絡義務)

第14 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、あらかじめ届けられた連絡先に可限り速やかに連絡をするとともに嘱託医に連絡をする等必要な処置を行います。

(緊急時の対応)

第 15 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医に連絡をする等必要な措置を講じます。

(守秘義務等)

第 16 事業者及び従事者(実習生、ボランティアを含む。)は、施設サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、第 11 に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

(感染症などの対応)

第 17 感染の恐れのある病気の場合は、医師の指示のもと対応します。

(損害賠償責任)

第 18 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者の故意又は過失等が認められた場合、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合は、事業者の損害賠償を減じさせていただきます。

2 事業者は、自己の責に帰すべき事由がないかぎり、賠償責任を負いません。とりわけ次に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して発生した場合

(相談・苦情の対応)

第 19 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

(遅延損害金)

第 20 利用者がサービス利用料金の支払いを支払い期日より 1 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7 日以内に支払わない場合遅延損害金として年 14.6%加算していただきます。

2 それでも前項の利用料の滞納が続く場合は退所していただくこととなります。

(契約に定めない事項)

第 21 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 22 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。
この契約締結の証とするため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上 1 通ずつ保有するものとします。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して重要事項説明書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 _____ 印

契約締結日 令和 年 月 日

事業所名 特別養護老人ホームさくら (指定番号 0391500329)
<住 所> 岩手県奥州市胆沢小山字道場 251 番
<事業所代表者名> 社会福祉法人幸生会 特別養護老人ホームさくら

管理者 土田 則昭 印

利用者
<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

親族・姻族代表又は代理人
<住 所> _____

<氏 名> _____ 印